

平成17年厚岸町議会第2回定例会会議録		
招 集 期 日		平成17年6月27日
招 集 場 所		厚 岸 町 議 場
開 閉 日 時	開 会	平成17年6月29日 午前10時00分
	閉 会	平成17年6月29日 午後 1時53分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	×	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	佐々木 敬 治	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 17名 欠席議員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長
小 倉 利 一	高 橋 政 一

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狭 靖	特別養護老人 ホーム施設長	藤 田 稔
助 役	大 沼 隆		
収 入 役	黒 田 庄 司	デイサービス センター施設長	藤 田 稔(兼務)
総 務 課 長	田 辺 正 保		
税 財 政 課 長	佐 藤 悟	監 査 委 員	今 村 實
まちづくり 推 進 課 長	福 田 美 樹 夫	監査事務局長	松 澤 武 夫
		教 育 長	富 澤 泰
町 民 課 長	久 保 一 將	教委管理課長	米 内 山 法 敏
保健介護課長	豊 原 隆 弘	教委指導室長	酒 井 裕 之
福 祉 課 長	松 見 弘 文	教 委 生 涯 学 習 課 長	柿 崎 修 一
環境政策課長	小 島 信 夫		
産業振興課長	大 崎 広 也	教 委 体 育 振 興 課 長	松 浦 正 之
建 設 課 長	北 村 誠		
病院事務長	斉 藤 健 一	農委事務局長	藤 田 稔
水道課長	高 根 行 晴		

1. 会議録署名議員

3 番	南 谷 健		
4 番	小 澤 準		

1. 会 期

6月27日から6月29日までの3日間(休 会 な し)

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

厚 岸 町 議 会 第 2 回 定 例 会 議 事 日 程

(1 7 . 6 . 2 9)

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2	議案第38号	工事請負契約の締結について
第 3	議案第39号	厚岸町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について
第 4	議案第40号	町税条例の一部を改正する条例の制定について
第 5	議案第41号	厚岸町ごみ処理場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
第 6	議案第42号	平成17年度厚岸町一般会計補正予算
第 7	議案第43号	平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
第 8	議案第44号	平成17年度厚岸町老人保健特別会計補正予算
第 9	意見書案第5号	住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める要望意見書
第10	意見書案第6号	温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実にに関する要望意見書
第11		各委員会所管事務調査報告書
第12		各委員会閉会中の継続調査申出書

厚岸町議会 第2回定例会

平成17年 6 月29日
午前10時00分開会

●議長（稲井議員） ただいまより平成17年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。

●議長（稲井議員） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番南谷議員、4番小澤議員を指名いたします。

●議長（稲井議員） 日程第2、議案第38号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（北村課長） ただいま上程いただきました議案第38号 工事請負契約の締結について提案内容の説明をいたします。

床潭末広間道路は幅員が狭く、線形が悪く、大型車の通行ができないため、床潭地区と末広地区を結ぶ幹線道だけではなく、北太平洋シーサイドライン観光ルートとして重要な路線であり、平成7年度より北海道代行事業で道路改良が進められ、上部舗装を厚岸町が行ってまいりました。

昨年、床潭末広間道路の1期工事が終点まで改良工事を終えましたので、舗装部分未施工の1,340メートルの舗装と、避難階段2カ所を臨時地方道路整備交付金事業により整備するものであります。

26ページをお開き願います。

内容であります。1、工事名、床潭末広間道路舗装工事。2、場所、厚岸町床潭。3、契約の方法、地方自治法施行令第167条による単体5社による指名競争入札です。4、請負金額、金6,352万5,000円です。5、請負契約者として、東京都港区新橋1丁目6番5号、日本道路株式会社です。

次ページをお開きください。

参考として、工事概要、施工延長、長さ1,340メートル、幅員、幅7.5メートル、路盤工、上層路盤、再生アスファルト安定処理が厚さ5センチメートルです。舗装工、表層工、再生密粒度アスコン、厚さ3センチメートルです。基層工、再生粗粒度アスコン、厚さ4センチメートルです。雑工として避難階段2カ所です。

工期といたしまして、着手が平成17年7月1日から、完成が平成17年12月20日までと

するものであります。

3の位置図、平面図、定規図は、別紙説明資料のとおりでありますので、次ページをごらんください。

位置図でありますが、床潭末広間道路起点側床潭市街地終点近くの上の方、道路から終点ピリカウタ地先までの黒い実線部分が舗装工事箇所であります。

次ページをお開きください。

床潭末広間道路の平面図でありますが、起点側S P 660メートルから終点S P 2,000メートルまでの間1,340メートルの舗装工事と、起点側平成17年新設階段S P 370メートルと460メートルの箇所に避難階段を整備するものであります。

次に、下の方の定規図でありますが、車道部は実線で引かれている上層路盤と基層工、表層工を、歩道部については表層工のみを実施しようとするものであります。

以上、簡単な説明でありますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。
13番。

●菊池議員 この平成17年度の工事の終点についてですが、場所は青木さんのあたりですか。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 青木さんというよりか、佐藤さんにおりる箇所といった方がいいかな。ちょうどその周辺です。

●議長（稲井議員） 13番。

●菊池議員 町長にお伺いします。

一応、今期、約4,000メートルのうち、これで2,000メートルぐらい、床潭末広間道路のちょうど中間地点ぐらいまで行ったんですが、いろいろと要請活動を行っていただいておりますが、見通しについて何かまだ予算のつかないというか、そういうような話も聞いているんですけれども、予定としてどんな見通しを持っていただいておりますか。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） この路線につきましては、代行工事として行われているわけでありまして。しかしながら、道財政大変厳しい実態の中で、進捗率も進んでおらない状況であることも事実であります。

私どもといたしましては、道の今日の財政状況は、厚岸町同様理解できるわけでありまして、しかしながら、当初道道移管に当たっての約束事項であります。そういう意味

においては、早期に完成するように道にお願いをいたしておるところであります。

なお一方、釧路地方開発期成会の中でも厚岸町の重要課題として、ともども道に対しての要求をいたしておりますことをご承知を賜りたいと存じます。

●議長（稲井議員） 13番。

●菊池議員 町長も道議会時代、いろいろとこの道道につきましては努力されていただきまして、昆布森、厚岸、根室、落石に至るまでの道路、いろいろとやっていただきましたが、せつかく半分まで来ているところでございますので、強い要望でもって財政厳しい道の状態でありますけれども、極力努力していただき、床潭末広間道路の完成を、一日も早い状況で完成することを望んでおりまして、以上、要望として町長にお願いしておきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） そのとおりでございます。しかしながら、釧路管内における道の代行事工といえますのは、厚岸町と標茶町に2カ所あるわけであります。共々の北海道の財政厳しい折で、いろいろと町との相談にあずかっておるわけであります。私といたしましては、当初の目的どおり、路線を完成するように強く要請しておりますわけでありまして、その姿勢は変わるわけでありませんが、さらに道に強く要請してまいりたいと、かように考えます。

●議長（稲井議員） 15番。

●佐齋議員 ちょっと聞きたいんですが、まず、これは入札ですね、業者が何社入ったのか。それと落札率ですか。

それと、もう一つ雑工でもって避難階段がございますね、2カ所ね。これは、たしか南谷議員の質問でやった新設だと思うんですけども、これは地元の業者ではできなかったんですか、このものは。舗装は大して、これはプラントがないものですから、これは地元でできないと思うんですけども、この階段については、何でこの業者でなければいけなかったのか、地元の業者はできなかったのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 先ほど説明いたしましたが、単体5社の指名競争入札です。落札率は96.26%です。

それから、避難階段の分については、鉄骨の製作工という形になりますし、それを分離発注するよりも金額的にトータルでやった方が安く済むという形になりますので、そ

の辺も本体とまたつながってくるものですから、連動してくるものですから、その辺では本体工事と合わせてやることによって計数率も含めて安く済むという形でございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 15番。

●佐齋議員 単体5社、これも特殊な工事ですからね、地元で。ただ、落札率の96と。今、全国的にこの落札率についていろいろな問題出ていると思うんですよ。やはり95以上はちょっと考えられないということで、いろいろな国民の目は厳しくなっているときに、これ見ましたら、財政シミュレーション見ますと、結構これでもって不用費削ったりなんかしているんですよ。ところが、私何回も言うんですけども、これの中に、その工事に対しての落札率の下げとかというのがひとつも出てこないんですよ。もう少し、その辺の下げのような工夫を考えていけないのかということなんですよ。

何だか、私は一生懸命こっば拾って大木流すような感じに見えるもんですから、それであれば、そういう細かいものをやるのも大事なんですけれども、やはりこういうものももう少しある程度設計単価を下げたりなんかして、ある程度下げていかなかったら、一向にこういうことは、一斉に全然出てこないんです、数字が。今、全国でいろいろな問題でもって、前にも聞いたとき、助役さんは競争原理が働いていないということになれば、おのずとどこかで話し合いしかないと思うんですよ。その辺をもう少し、この財政厳しい折ですから、やはり考えてもらって、こういうのも少し目を向けて頑張りたいと思います。

それから、階段については、今言ったように、少しでも安くなる。片方ではそういう少しでも安くなるんだから、それに対しては安くなる方で結構なんですよ。だけれども、やはりこういう仕事がないときですから、極力地元でできるものは地元の業者にさせて、若干高くなるとやはり税金ではね返ってくるんですから、やはりその辺を少し考えていただかなければ、ただ安いから旅に出すんだということじゃないと思うんですよ。その辺をちょっともう一度お聞かせいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 基本的には、これらについては今、質問者が言われたように、設計で落とすとかなんとかという形で言われましたけれども、基本的には補助事業でありますし、当然積算根拠という形の中で、道の歩掛かり単価等で決まっております。そういう形の中で、あと、計数率等、それに直接工事する現場管理費との計数率の中である程度調整しながらという形ではございますけれども、基本的には後で会計検査を受ける形にもなりますので、積算はそういう根拠を明確にされているという形でご理解をいただきたい。

それと、落札率の高さそのものというのは、やはり前は250万円以上の金額そのものを今は予定価格、事前交渉をしています。従来はそういう事前交渉でない状態で行っていました。そういう状況もございまして、やはり透明性を増すために予定価格は事前交渉を

し、そして組み合わせする指名業者さんについては事後交渉という形の中で、やはり透明性ということを図ろうという形の中で取り進んで来ています。しかし、予定価格が事前交渉される以上、若干の高どまりになる傾向はほかの地区でもやって、そういうことが見られてきています。

今後については、やはりその辺が入札の適正化の中で、どんなふうにもた改善手法があるのかというのも検討の余地はございますけれども、うちとしては、積算そのものはやはり適正に当然根拠がありますから、それに基づいて積算し、入札の手法については、現在は業者については事後交渉という形の中で取り進めて、今進めてございますので、これらの経過も進めて足かけ3年ぐらいたちますので、この辺で、一回その辺も見直す機会もあろうかなということも考えますので、これらについてはさらに検討を進めて、入札制度についてはその辺も検討してみたいというふうに考えます。

階段の方も、結局分離することによって、小さな仕事というのは当然経費率が高くなっているんです。合算することによって安く済むという形。それと、鉄骨を組むとすると、業者さん含めて、それじゃ、厚岸の鉄骨屋でどうなんですかという形になってくると、それじゃ、どうなのということも全部含めて考えられてきますので、そういう技術力も含めて検討した上で合算して、それらについては、それに基づいて業者さんにつくっていただくという形になろうかと思います。

●議長（稲井議員） 15番。

●佐齋議員 確かに、課長が言うのはわかるんです。聞くと必ず、いや、補助事業だから、結局その会計検査で困るんだという。だけれども、もとをただせば、みんな、これは国民の税金なんですよ。どこが払おうと、町が払おうと。もとはみんな懐同じなんですよ。それであれば、逆に町でやって、これだけ積算安くなりますよというのは、逆にアドバイスでもしていただけないですか、それ。結局もとをただせばみんな国民の税金なんですよ。よく、テレビでやっていますよね、横浜あたりが今もう、それでもって、デンス率が下がって、もう80台に下がったという、要するにやっているところがあるんですよ。

だから、それであれば財政が厳しいとかで、これ見ていたら、不用とかって細かいものを一生懸命削っていますよね、いろいろな面で削っていますよ。だから、少しこういうものも、一層見たら工事に対して必要ないんですよ。96、90なんて、普通競争であればおかしいはずなんですよ。だから、その辺をもう少しやはり努力してやるようにしなければ、財政がどんどん厳しい、こっちの方は一向に手をつけない、だけれども、細かい不用、弱いものをどんどん削っていくとなれば、町民はそっぽ向きますよ。

それから、階段なんですけれども、そうしたら、今までやっているやつは全部、これは一括してそういうふうに地元でなく全部そういう形で発注したということですね、今までのやつは。

それと、ちょっと議長、話それますけれども、許しいただきたいんですけれども、今、いろいろな面で町の財政あれです。先日も衛生の方でもって、今、コンポストやっていますね。町で無料でやっています。その中で、今までは、町が買い上げて販売店が1,500

円で手数料をもらってコンポストを配っていたんです。

ところが、今回からはその1,500円がもったいないということでもって、職員が何か販売店があれば配るんだということなんですね。だから、そういうものには一生懸命、ただ、その1,500円を職員の高い給料を1時間、どれぐらい減らすことになるか知りません。それで、高い油代かけて職員に配らせた方が安いのか高いかわかりませんよ。そういうことをやって、片方ではそういうふうに全然手をつけないということ自体がおかしいんですよ。やっていることが、私は何かおかしいんじゃないかと思うんですけれども、その辺、町長どうですか。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） まず、入札に当たりましては、今日の社会情勢においては、大変厳しい見方になっておるわけであります。特に、財政厳しい折での公共事業のあり方も指摘をされておられるわけであります。当然、入札に当たりましては、公正適正に行われていると思っております。なぜかといいますと、入札に当たっては私がみずから業者の中で厳しく指摘しながら入札の行使をいたしております。

また、積算価格ですが、高い安い、見方によってはあると思いますが、当然今日の財政事情を踏まえて最低限度の積算の中で適正価格が決まっていると、私はそのように理解しておりますし、厚岸町としてもそういう考えに基づいて積算価格の決定をいたしていることをご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 避難階段の設置については、今までの分については北海道が本体工事、道路の工事にあわせてすべて施工している、それだけを分離しているという形ではございません。したがって、工作物をつくって設置するのは、また業者さんでなければできません。そういう形の中でいくと、一括の方が当然経費の問題もそうですけれども、施工監理の問題からもそれが適正という形であり、その残った分を、今回は2カ所については厚岸町が今回の舗装に合わせてやるという形でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第3、議案第39号 厚岸町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第39号 厚岸町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、厚岸町土地開発公社が所有する土地について、厚岸町が再取得する財源として、厚岸町土地開発基金を充てるべく所要の改正を図るものであり、現行条例に当該基金を使用できる規定を追加する内容であります。

この厚岸町土地開発基金を使用できる規定を追加する内容につきましては、昨日、議案第37号 財産の取得についてのご審議の際、説明させていただいたところでありますが、厚岸町土地開発公社は、現在解散に向けて事務作業を取り進めているところであります。このため、町の依頼により公社が先行取得した土地について、町が再取得し、同公社の処分業務を完了させるものであります。

なお、厚岸町土地開発基金条例につきましては、今後公社の解散にかかわる所要の手続が完了し、清算等が行われる時期に並行しまして、同条例の廃止条例を提案させていただきます、ご審議いただく考えでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議案書の30ページをお開き願いたいと思います。

議案第39号 厚岸町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これよりの説明につきましては、別紙に配付済みの第39号説明資料厚岸町土地開発基金条例の一部を改正する条例の新旧対照表により説明したいと思います。資料をご参照願います。

主に改正案の部分について説明させていただきます。

第2条第3項、基金の額であります。この基金は、次の第3条の2の改正規定により、基金を使用した場合に当該使用した基金の相当額について、基金の額を減少させる規定を加える内容であります。

第3条の2、基金の使用であります。第1項「基金は、公用地等の取得に要する事業に充てるため、その全部又は一部を使用することができる」とするものであります。第2項は、基金を使用するときは、その金額を一般会計歳入歳出予算に計上して使用する規定であります。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

議案の30ページにお戻り願います。

附則でございます。

第1条、施行期日、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第39号 厚岸町土地開発基金条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（な し）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第4、議案第40号 町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第40号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が去る3月18日に国会で可決成立し、3月25日に法律第5号として公布されたことに伴い、平成17年4月1日から条例施行をすることが必要な部分につきましては、3月31日付をもちまして専決処分を行い、去る5月27日に開催されましたさきの第1回臨時会において報告し、議会の承認をいただいたところでございます。

今回の町税条例の一部改正につきましては、地方税法の改正により、平成18年1月1日から施行され、平成18年度分以後の個人住民税について適用となる個人住民税の非課税措置の段階的廃止などによる所要の改正を行おうとするものでございます。

議案書の31ページをお開き願いたいと思います。

議案第40号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、これよりの説明につきましては、お手元に配付の第40号説明資料町税条例の一部を改正する条例新旧対照表により行いたいと思います。1ページより説明申し上げます。

第17条、個人の町民税の非課税の範囲であります。現行では、前年の合計所得金額が125万円以下で、年齢65歳以上の者は非課税とされておりましたが、年齢65歳以上の者の要件の規定を削る改正であります。

次に、資料の2ページでございます。

第29条の3、町民税の申告であります。地方税法第317条の6第2項の次に、第3項が加わったことによる後番号の繰り下げであります。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

議案31ページにお戻り願います。

附則でございます。

第1条、施行期日、この条例は平成18年1月1日から施行する。

第2条、改正後の条例第17条第1項第2号の規定（年齢65歳以上の者が削られた条項）は、平成18年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成17年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

第2項及び第3項は、18年度分の個人の町民税の均等割、所得割にかかわる段階的緩和措置の規定で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者にかかわる均等割について「3,000円」を「1,000円」とし、所得割については、その額の3分の2に相当する額を控除するものとするものであります。

第4項及び第5項は、平成19年度分の個人の町民税の均等割、所得割にかかわる段階的緩和措置の規定で、同様の要件に該当する者にかかわる均等割について「3,000円」を「2,000円」とし、所得割については、その額の3分の1に相当する額を控除するものであります。

以上で、議案第40号 町税条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第5、議案第41号 厚岸町ごみ処理場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正するの条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（北村課長） ただいま上程いただきました議案第41号 厚岸町ごみ処理場の

設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由についてご説明申し上げます。

現在、厚岸町では、住民の利便性や行政の円滑な推進を図るため、平成14年から字名改正を年次的に取り進めております。今年度は大字太田村のセタニウシ、大別、サンヌシ、サッテベツ地区を7月に実施する予定をしております。これに伴い該当する町有施設の所在位置の表記を改めようとするものであります。

33ページをお開きください。

今般、条例改正しようとする条例は、第1条の厚岸町ごみ処理場の設置及び管理に関する条例、第2条の火葬場条例、第3条の別寒辺牛湿原自然観察施設条例、第4条の厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例であります。いずれも今回の字名改正に伴う町有施設の所在地番の変更であり、改正条例記載のとおりであります。

また、資料として厚岸町ごみ処理場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表を配付させていただいておりますので、参考にお願いします。

なお、附則といたしまして、この条例は字名改正の告示行為に基づき、平成17年7月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

1 番。

●室崎議員 特にこれがどうのこうのというわけでは全くございません。ただ、ちょっと、字名地番の改正作業というのは着々と進んでいると思います。それで、大体半年に一遍ぐらいずつこの地域この地域と、たしか一番最初に条例改正か何かの審議がここであったときに、法務局の方の作業能力がありますので、いきなりたくさんぼんと持ってこられてもどうにもならんから、例えば4,000筆とか、5,000筆ぐらいずつ持ってきてくれと。それで、それは半年に一遍とか、そういう定期的に、今日やって、またあした持ってこられてもどうにもなりませんので、というような法務局側の事務の進め方との打ち合わせがいろいろありまして、そういうことで、厚岸町がやりたいどおりにはできないんじゃないかというような話もその当時聞きました。

それで、計画的に、今進めていらっしゃると思います。それで、一番最初、いわゆる糸魚沢地域、あのあたりから始め、別寒辺牛地域ですか、始まって、尾幌地域が終わって、そして今ここに来てというふうになってきた。その中で今回そこにある町施設については7月11日に字名地番改正が恐らく告示されるので、そのときにこれも施行されるということだろうと思います。前置きばかり言って申しわけありません。

それで、これから5年後とか、そういうところの予定を今ここでお聞きしても、またいろいろな事情でそういう法務局側の事情もあるし、厚岸町側の事情もあるし、変更は次から次と出てくると思いますが、差し当たって間違いはないだろうと、半年後、1年後、あるいは1年半後というようなぐらいのところは、この後はこの地域になりますよと。その何さんのうちが何番地になる、そんな話ではなく、その地域になるということは、

こういう機会に議会にお示しいただいた方がいいのではないかなと思うんですけども、それが変更してはいけないとか、そういう意味ではなくて、一応今の予定として、ある程度固まってきているところ、それをお示しいただければと思うんです。

それで、今、ご答弁で言うてくださっても結構ですし、あるいは、会期中とか、それにある程度書いたものではっきりさせた方がいいというのであれば、そういう形で出してくださっても結構なんですけど、この点をお願いしたいんです。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 質問者の言われるとおりでございます。基本的に厚岸町だけでなく、隣接町もぶつかってくるものですから、どうしても法務局の都合という形で半年に一回程度という形で取り進めてきております。今、２点目に言われた関係については、基本的な考え方のラインの一応計画がございますので、それについては議会開会中にコピーをとって配付したいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（なし）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第６、議案第４２号 平成１７年度厚岸町一般会計補正予算、日程第７、議案第４３号 平成１７年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、日程第８、議案第４４号 平成１７年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、以上３件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第４２号 平成１７年度厚岸町一般会計補正予算（１回目）の提案理由を説明させていただきます。

議案書の１ページでございます。

平成１７年度厚岸町一般会計補正予算（１回目）。

平成１７年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億658万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億9,210万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開きください。

第1表でございます。

歳入歳出予算補正であります。記載のとおり、歳入では4つの款、5つの項、歳出では5つの款、6つの項にわたって、それぞれ1億658万5,000円の補正であります。

事項別により説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入であります。

15款国庫支出金、3項委託金、4目民生費委託金、基礎年金事務委託金44万1,000円の増であります。賦課計算電算処理システム修正委託料分であります。

16款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金、ハートコール事業補助金10万6,000円の減、地域福祉ネットワーク事業補助金146万1,000円の増、本年度から地域福祉ネットワーク事業に統合されたことに伴います振りかえであります。

4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金、自給飼料増産総合対策事業補助金170万円の増、事業実施計画採択によるものであります。

5節水産業費補助金、浜の雇用促進事業補助金50万円の増でございます。サンマ自動重量選別機等整備事業交付決定によるものでございます。

3項委託金、4目農林水産業費委託金、1節農業費委託金、道営土地改良事業監督等補助業務委託金10万4,000円の増、委託契約に基づくものでございます。

3節水産業費委託金、廃油処理委託金257万9,000円の減、北海道の廃油処理施設廃止に基づくものであります。

19款繰入金、1項基金繰入金、9目土地開発基金繰入金1億374万5,000円の増、先ほどご承認いただきました厚岸町土地開発基金からの繰り入れをするものであります。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金131万9,000円の増、5月31日出納閉鎖の結果、平成16年度実質収支が1億4,558万7,237円となり、うち1億円につきまして、地方自治法及び地方財政法により、歳計剰余金処分をし、財政調整基金に積み立てをいたしました。この結果、繰越金は4,558万7,237円で確定し、当初予算と今回の131万9,000円を合わせ631万9,000円を計上するものであります。

続いて、6ページ、歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、11目財産管理費、町有財産用地購入事業、子野日公園附属駐車場用地等購入1億374万5,000円の増、厚岸町土地開発公社の所有する土地17筆を購入するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費ボランティアセンター育成、地域福祉ネットワーク実施委託料231万2,000円の増、歳入で説明いたしましたが、地域福祉ネットワーク事業として実施するものであります。

4目老人福祉費、介護予防生活支援ハートコール実施委託料8万9,000円の減、ボラン

ティアセンター育成23万円の減、地域福祉ネットワーク実施委託料への振りかえによる減であります。

5目国民年金費、賦課計算電算処理システム修正委託料44万1,000円の増であります。社会保険庁へのデータ提出システム修正委託料で、歳入と同額であります。

5款農林水産業費、1項農業費、3目畜産業費、自給飼料増産総合対策事業170万円の増であります。事業決定によるものでございまして、歳入と同額であります。

続いて、8ページになります。

5目農地費、道営土地改良事業監督等補助業務委託事業10万5,000円の増であります。委託契約によるものでございます。

3項水産業費、2目水産振興費、サンマ自動重量選別機等整備事業50万円の増であります。事業決定によるものでございまして、歳入と同額でございます。

3目漁港管理費、廃油処理施設費257万円の減額であります。廃油処理施設廃止によるものでございます。

6款1項商工費、5目観光施設費、子野日公園修繕料14万9,000円の増であります。サイクルモノレール乗降場の修繕であります。

続いて、10ページ、7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費、尾幌ポンノ沢川無名橋撤去事業50万円の増であります。尾幌営農用水浄水場管理用道路に架橋された橋が老朽化により危険のため撤去するものでございます。

以上をもちまして、議案第42号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第43号の説明に移らせていただきます。

議案第43号 平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（2回目）でございます。

この内容につきましては、去る5月27日に開催されましたさきの第1回臨時会におきまして、平成16年度の国民健康保険特別会計決算見込みにおいて発生する赤字見込額について、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、翌年度の歳入を繰り上げて充てる繰り上げ充用にかかわる補正予算の議決をいただいたものでありますが、5月31日の出納閉鎖により、国保税等の歳入が確定し、前年度繰上充用金の確定による補正でございます。

議案書の1ページでございます。

平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（2回目）。

平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ954万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,516万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1表でございます。

歳入歳出予算補正であります。歳入では、3款国庫支出金、2項国庫補助金、歳出では、8款1項前年度繰上充用金、それぞれ954万6,000円の減額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入であります。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目 1 節財政調整交付金954万6,000円の減額補正でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

8 款 1 項 1 目前年度繰上充用金954万6,000円の減額でございます。前年度繰上充用金については、平成16年度の税込について、本年 5 月18日時点での実績値と 5 月31日までの見込みをもって予算計上しておりましたが、出納閉鎖の結果、税込の確定による減額であります。

以上をもちまして、議案第43号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第44号の説明に移らせていただきます。

議案第44号 平成17年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（第 1 回目）。

議案書の 1 ページでございます。

平成17年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（1 回目）。

平成17年度厚岸町老人保健特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,336万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,864万8,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開きください。

第 1 表でございます。

歳入歳出予算補正であります。歳入では、2 款国庫支出金、3 款道支出金、歳出では、3 款諸支出金、それぞれ1,336万7,000円の補正であります。

事項別により説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入であります。

2 項国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目医療費負担金、2 節過年度分1,035万3,000円の増、前年度精算によるものであります。

3 款道支出金、1 項道負担金、2 目医療費負担金、2 節過年度分301万4,000円の増で、前年度精算によるものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目償還金、23節償還金利子及び割引料、精算返還金1,336万7,000円の増、平成16年度に受けた老人医療交付金の精算による返還金であります。

以上をもちまして、議案第42号から44号までの説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明ではありますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（稲井議員） 本３件の審査方法についてお諮りいたします。

本３件の審査については、議長を除く１７人の委員をもって構成する平成１７年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本３件の審査については、議長を除く１７人の委員をもって構成する平成１７年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

午前１０時４８分休憩

午後 １ 時３７分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（稲井議員） 日程第６、議案第４２号 平成１７年度厚岸町一般会計補正予算、日程第７、議案第４３号 平成１７年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、日程第８、議案第４４号 平成１７年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、以上３件を再び一括議題といたします。

本３件の審査については、平成１７年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

８番、音喜多委員長。

- 音喜多議員 平成１７年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第４２号 平成１７年度厚岸町一般会計補正予算など３件の審査につきましては、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

以上で審査報告といたします。

- 議長（稲井議員） 初めに、議案第４２号 平成１７年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 平成17年度厚岸町老人保健特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（稲井議員） 日程第9、意見書案第5号 住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（高橋係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

- 議長（稲井議員） 提出者であります竹田議員に提案理由の説明を求めます。

16番、竹田議員。

- 竹田議員 意見書案第5号の提案者として一言申し上げます。

提出者として、ただいま朗読いただきました内容のとおりであります。住民基本台帳の閲覧制度は、片方では個人情報保護法によって保護され、片方では閲覧が自由で

あるという個人は保護されない、全くおかしい話であります。矛盾という言葉が全くそのとおり適用されることだと思います。そのことによって、どれだけの住民が不安を覚えましょうか。意見書のとおりではあります、賢明なる議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上。

- 議長（稲井議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（稲井議員） 日程第10、意見書案第6号 温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実に関する要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（高橋係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

- 議長（稲井議員） 提出者であります室崎議員に提案理由の説明を求めます。

1番、室崎議員。

- 室崎議員 提出者として一言申し上げます。

この意見書の趣旨につきましては、ただいま朗読いただきましたとおりであります。

なお、厚岸町に限って申し上げますと、まず、地球環境の影響という点から申しますと、現在の地球温暖化というようなものがどんどん進みまして気候が変わってくることは、一次産業を基幹産業とする我が町にとっては、非常な打撃をもたらすおそれがあるわけございまして、その意味からも森林は非常に大事であります。

また、直接的に申し上げますと、あえて申し上げるまでもないんですが、我が町は一次産業を基幹産業としておりますので、森林がきちんと整備されることは水循環が適正に行われ、また、海が豊かになるということは、いろいろな学者が論証しているところでもあります。そういうわけで、我が町は町有林、民有林の保全ということでいろいろな策を打っております。例えば、この前行われました町民による森づくりのための植樹

というものもそうでございますし、また、議員各位、私も参加させていただきましたが、厚岸町議会林業活性化議員連盟による植樹活動というのもその一環でございます。

このような中で、今、環境資源としての森林についてのみ申し上げましたが、経済資源としての森林としてこれが活用されなければ、森林整備というのはうまく機能いたしません。地場産地場消という言葉がございますが、地元での森林の資源、木材資源がきちんと地元で使われる、その循環がうまくいくように、このようないろいろな税制措置の優遇策やあるいは森林認証制度というようなものを取りまして、消費者にここの材はきちんとした循環ができて森から出たものであるということを理解してもらって、使っていただくような制度ができることは、大変我が町にとっても大事なことでありますので、どうか賢明なる各位のご賛同を賜りたく、一言説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

●議長（稲井議員） 日程第11、各委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会、厚生文教常任委員会が、閉会中に実施した町内における所管事務調査の報告書が、今般、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。

●議長（稲井議員） 日程第12、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申出書がお手元に配付のとおり各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

●議長（稲井議員） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

よって、平成17年厚岸町議会第2回定例会を閉会いたします。

午後1時53分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成17年6月29日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

